

平成 19 年（あ）第 1889 号 公職選挙法違反事件

被告人 大石忠昭

判決言渡期日変更申請書

平成 20 年 1 月 11 日

最高裁判所第二小法廷 御中

主任弁護士 河野善一郎

第 1 申立の趣旨

上記被告事件について判決言渡期日を平成 20 年 1 月 28 日午前 11 時 45 分と指定した決定を取り消し、追って指定する。との決定を求める。

第 2 申立の理由

- 1, 上記被告事件の訴訟記録は、福岡高等裁判所から平成 19 年 10 月 15 日に御庁に送付され、上告趣意書は同年 12 月 4 日に御庁に提出されたばかりであり、記録の質、量からみても、上記の言渡期日までに判決に熟するほど十分に審理が尽くされると考えるのは困難である。
- 2, 裁判は公正であるべきことは当然であるが、公正であると信頼するに足りる取り扱いがなされることも同時に必要である。本件で上記のような短期間内に判決を下すのは、到底十分な審理が尽くされたと信頼することはできず、判決自体の権威も傷つけるものである。
- 3, よって至急上記の期日指定を取り消し、慎重な審理を遂げるために言渡期日は追って指定するべきである。

以 上